

## もてなし広場の管理に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、もてなし広場（以下「広場」という。）を市民に開放するほか、公共用事業、公益事業（以下「公共用事業等」という。）若しくは賑わいの創出のための催物又はその他の目的（以下「催物等」という。）として使用する場合における管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において広場とは、旧市庁舎敷地に係る土地及び当該土地に附帯する施設をいう。

### (貸付の申請及び許可)

第3条 公共用事業等又は催物等を行おうとする者は、もてなし広場貸付申請書（様式第1号）を提出し、市長の許可を得るものとする。

2 前項の申請は、使用する日の6か月前から受け付けるものとする。ただし、第4条の2各号に掲げる事業に係る申請は、当該受け付けの開始日前に行うことができるものとする。

3 第1項の申請をすることができる者は、申請内容を実行する意思及び能力を備えた国、地方公共団体その他の公的機関（以下「公的機関」という。）、民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等であって、高崎市内に本店、支店又は営業所（これらに類する事務所等を含む。）を有する者とする。ただし、第4条の2各号に掲げる事業を行う場合は、この限りではない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の申請をすることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 申請時点で、高崎市の入札参加の制限を受けている者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）の関連規定に該当する者

(5) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者

5 市長は、第1項の申請が第3項及び前項並びに次条に適合していると認めるときは、もてなし広場貸付許可書（様式第2号）を交付するものとする。

### (貸付許可の範囲及び期間)

第4条 広場の貸付許可をすることができる場合は、次のとおりとし、**貸付期間は、1回につき、原則として15日以内とする。**

(1) 次条に規定する公共用事業等に供するとき。

(2) 第4条の3に規定する催物等に供するとき。

(3) 群馬音楽センターその他市有施設等の来場者の車両が、高崎市役所本庁舎利用者及びその周辺の交通環境に混乱を及ぼすことが予測される場合において、駐車場として使用するとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 入場券の販売等により、一般市民の広場への立入り又は広場の利用を不当に制限するおそれがあるとき。

### (公共用事業等の範囲)

第4条の2 前条第1号に規定する公共用事業等の範囲は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 高崎市が行う事業

(2) 高崎市が共催する事業

(3) 高崎市が後援する事業

(4) 高崎市から補助金が交付される事業

(5) 高崎市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号に規定する

## 事業

(催物等の範囲及び不許可事由)

第4条の3 第4条第2号に規定する催物等の範囲は、中心市街地の活性化、交流の場の提供、文化又は芸術に関する公演等、多数の者が来場又は参加することにより、街に賑わいを与えると認められる催物とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する催物は、貸付を許可しない。

- (1) 政治的又は宗教的活動
- (2) 青少年等に有害な影響を与えると認められる活動
- (3) 騒音や異臭など、周辺環境に著しい影響を及ぼすと認められる活動
- (4) 所管官公署へ必要な届出等を行っていない活動
- (5) 催物の実施に直接要する経費(設営費、光熱水費、広報費その他の運営費)を著しく上回る収益を得ることを目的とした活動
- (6) 管理上、許容できないリスクを伴う活動
- (7) 賑わい創出につながる可能性が低いと判断される活動
- (8) 市内経済の健全な発展を阻害する恐れがある活動又は本市が実施若しくは関与する事業との間で、開催趣旨や内容に著しい重複又は競合が生じると認められる活動

(貸付許可の条件)

第5条 市長は、広場の管理上必要と認めるときは、貸付許可の際に適宜条件を付すことができる。

(有料貸出)

第6条 広場の貸付については、貸付料を徴収する。

(貸付料)

第7条 広場の貸付料は、もてなし広場の管理に関する内規によるものとする。

2 電気又は水道を使用する場合は、実費相当額を徴収するものとする。

3 貸付料は、原則、使用日の前日までに納付するものとする。

(禁止行為)

第8条 広場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場内を駐車場として利用すること。ただし、第4条により許可されている場合を除く。
- (2) 広場の施設を損壊し、又は汚損すること。
- (3) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更し、又は土石類を採取すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 広場内に居住すること。
- (7) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。
- (8) 花火若しくは焚き火をし、又は爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (9) 立入りを禁止した区域に立ち入ること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広場の管理に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。